

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第 4号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	3
【議案第 5号】 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	5
【議案第15号】 矢板市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について	6
【議案第19号】 市道路線の廃止について	7
【議案第20号】 平成28年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	8
【陳情第29号】 市長杯争奪サッカー大会の開催の陳情	9
【陳情第30号】 地産地消推奨についての陳情	9
【陳情第31号】 市内空き農地に関する陳情	9
【陳情第32号】 市内空き家および空き店舗に関する陳情	10
【陳情第33号】 市内の自動車交通路に関する陳情	10
【陳情第34号】 市内の自動車交通に関する陳情その2	11
【陳情第35号】 市営運動公園の整備に関する陳情	11
【陳情第36号】 トラック輸送に関する陳情	12
【陳情第37号】 旧長井小学校に関する陳情	12
【陳情第24号】 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情（継続）	13
【委員長報告】	14
【閉会】	14

1 日 時

平成29年9月6日(水) 午前9時55分(開会)～11時21分(閉会)

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 伊藤 幹 夫

副委員長 小林 勇 治

委員 高瀬 由子、櫻井 恵二、宮本 妙子

今井 勝巳、大島 文男、大貫 雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員(17名)

(1) 建設課(2人)

- ①建設課長 塚原延欣 ②管理住宅担当 村本和繁
- (2) 都市整備課 (1人)
 - ①都市整備課長 和田理男
- (3) 農林課 (2人)
 - ①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎
- (2) 商工観光課 (1人)
 - ①商工観光課長 山口武
- (4) 教育総務課 (1人)
 - ①教育総務課長 高沢いづみ
- (5) 生涯学習課 (5人)
 - ①生涯学習課長 大谷津敏美智 ②スポーツ推進班長 齋藤正樹
 - ③矢板公民館長 田城博子 ④泉公民館長 塚原明
 - ⑤片岡公民館長 塚原由
- (6) 農業委員会事務局 (1人)
 - ①事務局長 村上治良
- (7) 上下水道事務所 (4人)
 - ①上下水道事務所長兼水道課長 津久井保 ②業務担当 齋藤正一
 - ③下水道課長 石川節夫 ④業務管理担当 和氣千晴

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 藤田 敬久

8 付議事件

- 【議案第 4号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 【議案第 5号】 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算 (第1号)
- 【議案第15号】 矢板市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について
- 【議案第19号】 市道路線の廃止について
- 【議案第20号】 平成28年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 【陳情第29号】 市長杯争奪サッカー大会の開催の陳情
- 【陳情第30号】 地産地消推奨についての陳情
- 【陳情第31号】 市内空き農地に関する陳情
- 【陳情第32号】 市内空き家および空き店舗に関する陳情
- 【陳情第33号】 市内の自動車交通路に関する陳情
- 【陳情第34号】 市内の自動車交通に関する陳情その2
- 【陳情第35号】 市営運動公園の整備に関する陳情
- 【陳情第36号】 トラック輸送に関する陳情

【陳情第37号】 旧長井小学校に関する陳情

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（伊藤幹夫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:55)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第4号】 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

【議案第5号】 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算 (第1号)

【議案第15号】 矢板市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について

【議案第19号】 市道路線の廃止について

【議案第20号】 平成28年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【陳情第29号】 市長杯争奪サッカー大会の開催の陳情

【陳情第30号】 地産地消推奨についての陳情

【陳情第31号】 市内空き農地に関する陳情

【陳情第32号】 市内空き家および空き店舗に関する陳情

【陳情第33号】 市内の自動車交通路に関する陳情

【陳情第34号】 市内の自動車交通に関する陳情その2

【陳情第35号】 市営運動公園の整備に関する陳情

【陳情第36号】 トラック輸送に関する陳情

【陳情第37号】 旧長井小学校に関する陳情

の14件である。

【議案第4号】

○委員長 はじめに、「議案第4号 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（石川節夫）

(「平成29年度矢板市補正予算書」15頁を朗読、詳細について「平成29年度予算に関する説明書」50頁から51頁により説明。)

歳入

1款1項1目 受益者負担金については、1,326万9千円の増で、新たに賦課した方の受益者負担金。

4款1項1目 一般会計繰入金については、521万1千円の増で、一般会計からの追加繰入金。

5款1項1目 繰越金については、72万円の増で、平成28年度決算の確定によるもの。
歳出

1款1項1目 下水道管理費一般管理費については、4月の人事異動に伴う職員給与等の不足の調整と下水道業務管理費の増額によるもの。なお、下水道業務管理費については、下水道業務管理費に係る委託料から報償費へ流用したことによる不足額の追加である。これは、さきほどの歳入で説明した1款1項1目の受益者負担金に関係するが、当該見込額より収入があったため補正するもの。この要因の多くは、通常5年間で20期分を納めてもらうところで賦課通知をしたところ、一括納付を含めた前納をされる方が多数おられ、これに伴い前納報奨金を支払う義務が生じ、この不足額を委託料から流用したことにより委託料の不足額を要求するもの。

52頁については、給与費明細書で4月の人事異動による不足の調整によるもの。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大島委員 一括して支払った金額があったための報奨金とのことだが、件数と1件あたりの金額はどのくらいか。

○下水道課長 賦課決定については5月に通知をしたが、全員で195名である。賦課金額は3,790万円である。

○大島委員 報奨金額、率はどれくらいでどのようになっているのか。

○下水道課長 報奨金の当初見込みは710万円であったが、7月時点で2,030万円ほどの報奨金を支払う義務が発生したため支払うもの。

○大島委員 何件で1件あたりの金額は。それとも各戸で違うのか。

○下水道課長 195名の件数の資料はない。前納報奨金というのは、1期分でも多く納めた方は1期分を、1%だが、そういった方が2期分を納めたり、4期分つまり1年分を納めたりとまちまちでいろいろな方がいるので集計は難しい。

○今井委員 歳入の受益者負担金1,326万円について、現年分で増えているが何世帯か。

○下水道課長 195名の方に賦課した分である。当然1期分は支払ってもらうが、4期に分かれている。

○今井委員 そうすると先ほどの大島委員の話と、入ると出ると関連している数値なのか。数値的に似ているようだが。

○下水道課長 人事異動に伴い増額しなければならない分があり、委託料を報奨金に流用している部分がある。それを相殺して補正額がこの程度必要になる。実際にはこれ以上報奨金として入ってくる予定である。

○今井委員 受益者が下水をつなぐことによって当然使用料、受益者負担金を払うのだと思うが、委託と書いてあるがそれを徴収する業者のほうに報奨金がいくように聞こえてきてしまうが、委託先と受益者にきちんと還元されるのか。区分けはどうなのか。

○下水道課長 報奨金はここには載っていないが、当初130万円を計上していた。委託料はそもそも直接的な関係はないが、報奨金に充てるために312万8千円、結局470万が

しかが必要となった。それで委託料を報奨金に充てるために一度流用した形。委託料不足分を補てんするということである。もう流用しているの。

○今井委員 確認だが、私が委託業者で、こちらにいる人が受益者負担でお客さんで、委託を受けて集金に行く。こちらが立て替えてというようなそういう・・・意味がよく分からない。

○下水道課長 要するに委託料が受益者負担金と直接関係しているわけではない。集めにいくためのお金が必要だから委託料を補正していただきたいというわけではない。5月に通知、6月には支払う方がいる。その時点では報奨金を払わなければならない。そういう方がかなり増えてきたので、委託料から流用させていただいたということである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第 5号】

○委員長 次に、「議案第5号 平成29年度矢板市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長(津久井保)

(「平成29年度矢板市補正予算書」19頁を朗読、詳細について「平成29年度予算に関する説明書」54頁から59頁により説明。)

収益的収入及び支出における支出

1款1項5目 水道事業費用総係費については、水道課職員10名のうち7名の給与及び手当等に要する経費で、270万円の減額。

資本的収入及び支出における支出

1款1項1目 施設整備費については、水道施設の整備拡充に要する経費で、職員10名のうち3名分の給与等に要する経費で、80万円の減額。

これらはいずれも4月の定期異動に伴う減額である。

続いて57頁、給与費明細書についてであるが、全体で給料が230万円減額となり、手当が10万円増額となるため合計で220万円の減額。また法定福利費として130万円の減額となり、合計で350万円が減額となる。これは職員10名分の合計である。

58、59頁は補正予算の明細書である。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

○委員長 次に、「議案第15号 矢板市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長 (塚原延欣)

(「議案書」11頁、12頁を朗読、詳細について説明)

今回の改正の経緯についてご説明させていただく。このほど国において、高速道路の路線名にあわせて、その土地固有の言語に依存しないナンバリングを導入し、訪日外国人をはじめすべての利用者に分かりやすい道案内を実現するため、高速道路のナンバリング制を導入した。

このことにより、条例のほうで規定されている道路標識の元となっている道路標識区画線及び道路標示に関する命令の一部が改正され、高速道路番号の標識が追加された。これにより条例で規定している標識の番号がひとつずれたので、このことに伴い所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

国の命令により高速道路番号118の3の次に追加された。このことにより、今まで条例のなかで118の4というのは、高さ限度緩和指定道路ということで、通常の道路は高さ3.5メートルまでの車両が通れる規定になっているが、それを緩和し、それ以上でも通行可とする看板を標示するもの。その看板の番号が118の4A・Bだったものが、高速道路番号が118の3に追加されたので、ひとつずれ、118の5A・Bに改正するもの。

第5条第2項については、市道に設置する案内板及び警戒標識の寸法の特例ということで道路の形状や交通の状況により、特別に必要な場合には図示する。横の寸法が拡大できるという規定。

第7条については、特定の案内標識の文字等の大きさ、それを市道の設計速度に応じて拡大することができるというもの。

第8条については、案内標識及び警戒標識の縁の太さを規定するもので、その3つの条に、高さ限度緩和指定道路の標識が条例のなかに入っているということで、その番号を変えるもの。なお今回の条例改正に伴い具体的に何かを対応するという事はない。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○大貫委員 車両高さ制限は今までは3.6メートルではなかったか。

○建設課長 3.5メートルである。

- 委員長 暫時休憩する。 (10:23)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:24)
- 建設課長 先ほど高さ3.5メートルと説明したが、3.8メートルに訂正させていただく。
- 大貫委員 了解した。
- 委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
- (討論なし)

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【議案第19号】

- 委員長 次に、「議案第19号 市道路線の廃止について」を議題とする。提案者の説明を求め。

- 建設課長

(「議案書」16頁を朗読、詳細について議案第19号議案資料により説明。)

今回廃止する矢板下太田2号線は、現在主要地方道矢板那須線の矢板バイパスとこの市道ということで、重複の認定ということになっている路線である。起点は国道461号のコンビニエンスストアがあるところから、終点は下太田地内のY字路、やはりコンビニエンスストアがあるところで、総延長が1,005メートル、主要地方道矢板那須線矢板バイパスの整備に伴い、県道として県に移管したため廃止するものである。

この路線の代替的の路線とも言える市役所の東側を通っている旧道部分を県から市に引き継ぐ。この引き継ぎに合わせて今回の市道を廃止することで考えている。具体的に県から引き継ぎ書類はいただいているが、県のほうで道路の舗装を直す等、引き継ぎをする前にやっていた。その県からの引き継ぎ書類が到着次第、廃止したい。

- 委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- 今井委員 まだ移管はされていないのか。
- 建設課長 お見込みのとおり。
- 今井委員 ずいぶんきれいに舗装されたが、追加で県のほうでやってもらう箇所はないのか。
- 建設課長 引き継ぐ前に矢板土木事務所に市のほうで要望をした。このことについては、県も予算の範囲内ということになるので、その範囲内でこの間舗装をやっていただいた。とりあえずやっていただく内容は終了しており、後は書類をいただくという段階である。
- 今井委員 ほかはないということか。
- 建設課長 お見込みのとおり。

- 今井委員 そうすると、どこからどこまで市道に移管されるのか。木幡からか。
- 建設課長 移管されるのは市道に認定をいただいた木幡から下太田のコンビニエンスストアまでと、木幡十字路からバイパスまでの300メートルの2路線。
- 委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決された。

【議案第20号】

- 委員長 次に、「議案第20号 平成28年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とする。提案者の説明を求める。

- 水道課長 (津久井保)

(「議案書」17頁を朗読、詳細について「平成28年度矢板市決算書」298頁により説明。)

未処分の剰余金、平たく言うと、水道事業によって生じた利益である。これを地方公営企業法の定めにより議会の議決を得て処分をするというもの。

決算書298頁、平成28年度矢板市水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧ください。当年度末残高は、1億9,741万4,800円である。今回、議会の議決により1億371万826円を処分するということである。この内訳については、減債積立金の積立が500万円、老朽管の更新や水源施設の改良工事に準備するための建設改良積立金の積立が2,500万円、自己資本金への組入が7,371万826円である。残りの9,370万3,974円については繰り越しとなる。

- 委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決された。

- 委員長 暫時休憩する。 (10:37)

- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:37)

【陳情第29号】

- 委員長 次に、「陳情第29号 市長杯争奪サッカー大会の開催の陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。
- 今井委員 当局はどう思うか。
- スポーツ推進班長（齋藤正樹） 陳情の趣旨に、「市内において当該クラブチームの市内での活動及び技術の向上を目的として新緑の時期及び紅葉時期の年2回に市長杯サッカー大会を行うことを求め」とあるが、現在サッカー協会主催で、市長杯争奪サッカー大会が年2回行われている。その時期としても、中学生サッカー大会が昨年6月11日、12日に行われている。大人については、社会人サッカー大会が昨年11月27日に行われており、それぞれ39回、31回という実績であり、以前から行われている。
- 大貫委員 サッカー以外で、市の冠スポーツ大会で代表的なものは何があるか。
- スポーツ推進班長 正確な数は把握していないが、市長杯と名の付いているものとして、卓球、グラウンドゴルフ、バスケットボールなど幾つかある。
- 委員長 暫時休憩する。 (10:41)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:47)
- 委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

- 委員長 これより採決する。陳情第29号は、更なる審査が必要と判断し、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第29号は、継続審査とされた。

【陳情第30号】

- 委員長 次に、「陳情第30号 地産地消推奨についての陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。
- 今井委員 慎重審議を行いたく、継続審査でお願いしたい。
- 大貫委員 文書中に10キロ2,500円のお米とか林檎1個67円等の数字が出ている。これも慎重に審議をしたいと思うので継続でお願いしたい。
- 大島委員 継続審査でお願いしたい。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

- 委員長 これより採決する。陳情第30号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第30号は、継続審査とされた。

【陳情第31号】

- 委員長 次に、「陳情第31号 市内空き農地に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して

審議に入る。意見はないか。

○今井委員 大規模農業をしている大島委員はこれを読んでどう思うか。

○大島委員 意見はある程度分かるが、このような対策もしているし、なかなか理想論ばかりではいけない。文書のなかに空き店舗対策と同じように農地もとあるが、現実的にはもう少し慎重に審議をしたほうがよいと思う。継続審査を求めたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第31号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第31号は、継続審査とされた。

【陳情第32号】

○委員長 次に、「陳情第32号 市内空き家および空き店舗に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○大貫委員 空き家・空き店舗対策について陳情に書かれている内容は、おおむね市で実施しているという状況にあると思うが、状況の報告を求める。

○商工観光課長(山口武) 空き店舗については、商工会で昨年調査を行った。現在停車場線沿いが4店舗、国道461号沿いで2店舗、その他中心市街地が8店舗という報告を受けている。ただしこの店舗数については賃借又は売買が可能なところということである。

○大貫委員 おおむね陳情にあるような手順は市として対応しているということによいか。

○都市整備課長(和田理男) 明らかに異なるのは、空き家・空き店舗の持ち主が登録するシステムがメインである。購入希望者は販売対象が登録されたものについては提供するが、この要望趣旨は利用者がさらに一本釣りでもどここの物件がほしいのだから調べてほしいという内容かと思う。かなり要求内容としては、今やっているものとしては若干の差異はある。

○大貫委員 若干の差異はあるがおおむね実施しているということによいか。

○都市整備課長 お見込みのとおり。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第32号は、更なる審査が必要と判断し、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第32号は、継続審査とされた。

【陳情第33号】

○委員長 次に、「陳情第33号 市内の自動車交通路に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○大島委員 陳情文書に「道路への自動車の駐車を取り締まるため、無料駐車場や有料のパーキ

ングメーターの設置、市民による通報による違反切符制などを導入する。」この辺りの内容について、法的には何かあるか。

○建設課長 市ではなく警察の範疇ということになるかと思う。このなかでいくつかあるが、特に建設課としてどうかと思うのは、「市内郊外の道路については歩道と区分けするための防護堤については撤去し、・・・」とあるが、この撤去については道路法上あり得ない。道路構造令においても必ず歩道は車道と区分するようになっている。

○委員長 暫時休憩する。 (10:58)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:59)

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第33号は、行政の管轄外であることから、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第33号は、不採択とされた。

【陳情第34号】

○委員長 次に、「陳情第34号 市内の自動車交通に関する陳情その2」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○大貫委員 JRとの協議も必要な場面も見えているので継続でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第34号は、他団体との協議も必要であることから継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第34号は、継続審査とされた。

【陳情第35号】

○委員長 次に、「陳情第35号 市営運動公園の整備に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○大貫委員 陳情の趣旨は、運動公園の整備についての現状について説明を求めるとあるが、最後には駐車場を併せて整備する事を求めるとあり、意味が分からない。慢性的にイベント等における駐車場不足については我々も認識しており、なんとかしなければならないというのは過去から継続しているので、運動公園の全体の計画もまだ終了していないので、これから慎重に検討するという事で継続ということをお願いしたい。

○今井委員 賛成。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第35号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第35号は、継続審査とされた。

【陳情第36号】

○委員長 次に、「陳情第36号 トラック輸送に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○今井委員 矢板市の権限外の内容である。扱う理由もないので否決すべきだと思う。

○大貫委員 今井委員の意見に賛成する。

○大島委員 否決とすることに賛成する。

○今井委員 我々が今審議しているのは矢板の管轄外であるし、運送法という法律もある。それによって運輸業界は動いている。また、道路の規制というものは先ほど課長も言っていたように道路交通法でまた矢板の所管とは異なる。そういったものをなんとか改善してほしいと陳情が議会にきているわけだが、これは全国的なことであり矢板だけ規制をかけるというわけにはいかない。議会として動くわけにはいかない。

○委員長 暫時休憩する。 (11:07)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:09)

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第36号は、現行制度において難があり、また矢板市独自の問題ではないので、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第36号は、不採択とされた。

【陳情第37号】

○委員長 次に、「陳情第37号 旧長井小学校に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○大貫委員 長井小学校をライダーハウスにするということで、今矢板市は自転車によるまちおこしをしているが、担当部局としては、この陳情を読んでどう思うか。

○商工観光課長 スポーツツーリズム含めて自転車によるまちづくりということで、我々としても宿泊施設がどうしても足りないということがある。こういった統廃合の学校利用は他市町村でも見受けられる状況である。現在、長井小学校は福祉施設が南側の1棟を使用しており、北側の1棟は空いている状況であるが、現状では北側1棟だけで宿泊で採算を取るには正直厳しい状況である。

○宮本委員 商工観光課長からの話もあったが、今、ワーカーズコープさんが一生懸命地域のことも考え、また障がい者のことも考えて仕事をされている。地域においても区費を払っていただいている同じような行動をしていただいているなかで、新たにこういったものを持ってい

かれるということ自体に、今やっている仕事に対する理解がまだなされていないんだなということを感じた。そういった面で、もう少し深く考えていただきたいと思い、私は不採択でお願いしたいと思う。

○今井委員 宮本委員が言われたように、長井小学校にはすでに利用者がいる。また商工観光課長の説明があったように全部貸しているわけではない。一部利用可能な部分もある。そういう全体の中で施設のなかにライダーが来たら、宿泊時の料金まで出ているが、施設を貸している人に迷惑がかかることはないのか。

○商工観光課長 先ほど宮本委員からもあったが、我々も長井小学校の活用においては、福祉施設の方との協力関係のもとに運営ができないか、例えば、あの場所はお子さんの施設になるかと思うが、同じように障がいを持たれている方で食事の提供だとか宿泊に準ずるような業務だとかいったものを併せ持つてできれば一番いいのではないかとはいっている。スペース、利用制限の問題もあるので、現状の長井小学校にそれが適合するかどうかは別の話になるが、そういった意味での活用は可能性としてはあるかとはいっている。

○委員長 暫時休憩する。 (11:15)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:16)

○高瀬委員 自転車ツーリズムに関しては、城の湯温泉等を拠点として補助金等をいただいてやっている事業があるかと思うので、そちらとの整合性を図ってからやるということで継続でお願いしたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第37号は、さらなる審査が必要と判断し、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第37号は、継続審査とされた。

【陳情第24号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第24号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情」を議題とする。朗読を省略して審議に入る。意見はないか。

○今井委員 さらに慎重に審査をさせていただきたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 これより採決する。陳情第24号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第24号は、継続審査とされた。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(11:21)